補助事業実施の前に必ずお読みください!

- 事業実施期間は交付決定日から令和3年11月30日(火)までです。
 - 交付決定通知書の右上に記載の交付決定日より前に「発注・契約・登録・ 申込等」をしたものは、補助の対象となりません。また、12月1日(水) 以降に「納品・工事完了等」又は「支払い」を行ったものも補助の対象と なりませんので、十分注意して下さい。

公募要領 7ページ 事業実施期間をご確認ください

- 補助金の支払いを受けるためには実績報告書の提出が必要です。
 - 補助事業完了後、速やかに実績報告書類を提出してください。提出期限は 令和3年12月10日(金)【消印有効】です。

公募要領 28ページ 実績報告をご確認ください

- 経費の支払いは金融機関への振込が原則です。
 - 10万円(税抜)を超える現金(PayPay,Suica等の電子マネー含む)での 支払いは補助金の交付対象外です。
 - 相殺による決済や小切手・手形による支払い、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券等の利用は対象外です。
 - クレジットカードによる支払いのうち、リボ払いは対象外です。分割払いは可能ですが、令和4年12月31日までに口座からの引落しが完了するものまでが対象です。

公募要領 31ページ 経費支出の証拠書類等をご確認ください

- [広告宣伝費]単なる会社のPRや営業活動の広報費は対象外です。
 - 必ず非対面ビジネスに係る広報活動を行ってください。

公募要領 15 ページ 広告宣伝費をご確認ください

公募要領 44ページ 事業計画の変更等をご確認ください

※その他、補助事業を実施する前に、もう一度、公募要領をご確認ください。

実績報告書の提出に当たっての注意事項

- 実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認した後、補助金 をお支払いします(補助事業のために実際に支払った経費が対象です)。
- 経費支出の証拠書類(発注書、納品書、銀行振込明細書、領収書等)の写しを提出 する必要がありますので、必ず保管しておいてください。

【対象とならない経費 例】

次の経費は補助対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 必要な経費支出の証拠書類を用意できないもの
- ・ 交付決定日より前又は令和3年12月1日以降に発注・契約・登録・申込、納品・工事完了、支払い (前払い含む)等を実施したもの
- ・ エアコンやヒーター等の冷暖房設備(換気機能や空気清浄機能のないもの)
- ・ キッチンカー・宅配バイク・移動販売車以外の自動車等車両(特殊車両を含む)
- ・ 宅配自転車以外の自転車(シティサイクル含む)
- ・ 単なる取替え更新であって対人接触機会の減少につながらない物品購入
- ・ 椅子、机、棚など家具と認められるもの(テイクアウト窓口設置等に伴う必要最低限のものは 除く)、じゅうたん等の床用敷物、室内装飾品
- ・ パソコン・タブレット端末等、パソコン周辺機器
- ・ 店舗移転に伴う旧店舗・新店舗の解体・建設工事
- ・ レイアウト変更や壁クロス張替え、天井、床等の単なる改装と見受けられる工事
- ・ 住宅兼店舗の改装工事における住宅部分の工事
- 人件費(役務費)に該当するとみなされる契約により行われた工事
- 「不動産の取得」に該当する工事
- ・ 一般事務用ソフトウェア、セキュリティ対策ソフトウェア、既に導入しているソフトウェアの更新料
- インターネット回線費用・工事費
- ・ 単なる会社のPRや営業活動に活用される広報費
- ・ 販売や有償レンタルを目的とした製品、商品、サービス等の生産・調達に係る経費
- オークション市場による購入(インターネットオークションを含む)
- ・ フリマアプリ等匿名による取引による購入
- ・ 駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- 不動産の購入・取得費、車検費用、修理費
- ・ 金融機関などへの振込手数料(発注先が負担する場合は補助対象)、代引手数料、インターネット バンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等
- 公租公課(消費税やナンバー取得費、車庫証明書取得費用等)
- ・ 各種保証・保険料・保守料 (メンテナンス料)、管理料
- ・ 商品券・金券・切手・はがきの購入費、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与 された)ポイント・金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)での支払い、自社振出・他社振出 にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済
- 割引金額
- ・ 宅配便等の配送料
- ※ このほかにも「対象とならない経費」があります。詳細は「感染症拡大防止・非対面ビジネスモデル 構築事業<公募要領>【詳細版】」をご確認ください。